

業 務 報 告 書

第 期〔 年 月 日から〕  
〔 年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 1 事業の概要           | 9 有価証券の内訳               |
| 2 営業所等の増減         | 10 貸出金の担保内訳             |
| 3 会社役員及び職員の増減     | 11 貸倒引当金の状況             |
| 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 | 12 有形固定資産の内訳            |
| 5 株主の状況           | 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 |
| 6 株主総会の状況         | 14 自己資本比率の状況            |
| 7 商品有価証券の内訳       |                         |
| 8 特定取引有価証券の内訳     |                         |

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 株主資本等変動計算書

第5 キャッシュ・フロー計算書

第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を

切り捨て小数点第2位までを記載すること。

- 5 当該事業年度の末日において公開会社でない場合は、事業報告（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第9号）及び附属明細書（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第10号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。
- 6 この様式中、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 株主資本等変動計算書、第5 キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5 キャッシュ・フロー計算書の次一括して記載することができる。

第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 ( 年 月 日まで )

### 1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

### 2 営業所等の増減

| 区 分   | 前 期 末 | 当 期 末 | 増減 (△) |
|-------|-------|-------|--------|
| 本 支 店 |       |       |        |
| 出 張 所 |       |       |        |
| 計     |       |       |        |

(記載上の注意)

代理組合等(株式会社商工組合中央金庫法第27条第1項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。)が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区 分                      | 前 期 末 | 当 期 末 | 増減 (△) |
|--------------------------|-------|-------|--------|
| 代 理 組 合 等                |       |       |        |
| 組合等代理を<br>営む営業所又<br>は事務所 |       |       |        |

### 3 会社役員及び職員の増減

| 区 分     | 前 期 末   | 当 期 末     | 増減 (△)    |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 会 社 役 員 | 取 締 役   | うち非常勤 ( ) | うち非常勤 ( ) |
|         | 会 計 参 与 |           |           |
|         | 監 査 役   | うち非常勤 ( ) | うち非常勤 ( ) |
|         | 執 行 役   |           |           |
|         | 計       |           |           |
| 職 員     | 事 務 系   |           |           |
|         | 庶 務 計   |           |           |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | 計 |  |  |
| 合 | 計 |  |  |

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

#### 4 会社役員 の略歴及び所有自社株式

| 役名及び職名 | 氏名又は名称<br>(生年月日又は<br>設立年月日<br>及び住所) | 略歴又は沿革 | 所 有 自 社<br>株 式 数 | 備 考 |
|--------|-------------------------------------|--------|------------------|-----|
|        |                                     |        | 株                |     |
| 計      | 名                                   |        |                  |     |

(記載上の注意)

- 会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。
- 株式会社商工組合中央金庫法第 20 条第 1 項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。
- 「所有自社株式数」欄は、2 以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

#### 5 株主の状況

| 氏 名 又 は 名 称 | 所 有 株 式 数 | 割 合 |
|-------------|-----------|-----|
|             | 千株        | %   |
|             |           |     |
| その他の株主 ( 名) |           |     |
| 計 ( 名)      |           | 100 |

(記載上の注意)

持株数の多い順に 30 名を記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、2 以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に 30 名を併せて記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

| 種 類           | 額面金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---------------|------|------|-------|----------|
| 商 品 国 債       |      |      |       |          |
| 長期利付国債        |      |      |       |          |
| 中期利付国債        |      |      |       |          |
| 割引国債          |      |      |       |          |
| 国庫短期証券        |      |      |       |          |
| そ の 他         |      |      |       |          |
| 商 品 地 方 債     |      |      |       |          |
| 商 品 政 府 保 証 債 |      |      |       |          |
| その他の商品有価証券    |      |      |       |          |
| 計             |      |      |       |          |

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

| 種 類   | 額面金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|-------|------|------|-------|----------|
| 国 債   |      |      |       |          |
| 地 方 債 |      |      |       |          |
| 政府保証債 |      |      |       |          |
| 外国証券  |      |      |       |          |
| 計     |      |      |       |          |

(記載上の注意)

- 1 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。
- 2 特定取引勘定を設けていない場合は、記載を要しない。

9 有価証券の内訳

(単位：百万円)

| 種 類     | 額面総額 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---------|------|-------|----------|
| 国 債     |      |       |          |
| 地 方 債   |      |       |          |
| 短 期 社 債 |      |       |          |

|              |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|
| 社 債          |     |     |     |
| 公 社 公 団 債    |     |     |     |
| 金 融 債        |     |     |     |
| 事 業 債        |     |     |     |
| (社債のうち政府保証債) | ( ) | ( ) | ( ) |
| 株 式          |     |     |     |
| 金 融 機 関 株 式  |     |     |     |
| そ の 他        |     |     |     |
| そ の 他 の 証 券  |     |     |     |
| 外 国 証 券      |     |     |     |
| そ の 他        |     |     |     |
| 計            |     |     |     |

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 10 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

| 受入担保の種類  | 貸出金当期末残高 | 構成割合 | 内 訳   |         |
|----------|----------|------|-------|---------|
|          |          |      | 貸 付 金 | 割 引 手 形 |
| 当金庫預金・債券 |          | %    |       |         |
| 有 価 証 券  |          |      |       |         |
| 債 権      |          |      |       |         |
| 商 品      |          |      |       |         |
| 不 動 産    |          |      |       |         |
| 財 団      |          |      |       |         |
| そ の 他    |          |      |       |         |
| 計        |          |      |       |         |
| 保 証      |          |      |       |         |
| 信 用      |          |      |       |         |
| 合 計      |          | 100  |       |         |

(記載上の注意)

- 2 種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類  
の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

#### 11 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

|         | 繰入額 | 取崩額 | 純繰入額<br>(△純取崩額) | 当中間<br>期末残高 | 摘要 |
|---------|-----|-----|-----------------|-------------|----|
| 一般貸倒引当金 |     |     |                 |             |    |

|            |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|
| 個別貸倒引当金    |  |  |  |  |  |
| 特定海外債権引当勘定 |  |  |  |  |  |
| 合計         |  |  |  |  |  |

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 百万円

## 12 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

| 種類  | 建物 | 土地 | 建設仮勘定 | その他の有形固定資産 |
|-----|----|----|-------|------------|
| 事業用 |    |    |       |            |
| 所有  |    |    |       |            |
| 計   |    |    |       |            |

(記載上の注意)

1 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用 百万円

所有 百万円

2 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

## 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

### (1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

| 種類   | 当期末口数 | 当期末残高 |
|------|-------|-------|
| 手形引受 |       |       |
| 信用状  |       |       |
| 保証   |       |       |
| 計    |       |       |

### (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

| 受入担保の種類  | 支払承諾見返当期末残高 | 構成割合 |
|----------|-------------|------|
| 当金庫預金・債券 |             | %    |
| 有価証券     |             |      |
| 債権       |             |      |
| 商品       |             |      |
| 不動産      |             |      |

|   |   |   |     |
|---|---|---|-----|
| 財 | 団 |   |     |
| そ | の | 他 |     |
|   | 計 |   |     |
| 保 | 証 |   |     |
| 信 | 用 |   |     |
| 合 | 計 |   | 100 |

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の前位順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準行に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

| 項 目  | 当 期 末 |                     | 前 期 末 |                     |
|--|-------|---------------------|-------|---------------------|
|  |       | 経過措置<br>による不<br>算入額 |       | 経過措置<br>による不<br>算入額 |
| 普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目   |       |                     |       |                     |
| 普通株式に係る株主資本の額  |       |                     |       |                     |
| うち、資本金及び資本剰余金の額  |       |                     |       |                     |
| うち、利益剰余金の額   |       |                     |       |                     |
| うち、自己株式の額 (△)  |       |                     |       |                     |
| うち、社外流出予定額 (△)   |       |                     |       |                     |
| うち、上記以外に該当するものの額   |       |                     |       |                     |
| 普通株式に係る新株予約権の額   |       |                     |       |                     |
| 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額   |       |                     |       |                     |
| うち、危機対応準備金の額   |       |                     |       |                     |
| うち、特別準備金の額   |       |                     |       |                     |
| 公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 |       |                     |       |                     |
| 普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (i)                                   |       |                     |       |                     |
| 普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目   |       |                     |       |                     |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額       |  |  |  |  |
| うち、のれんに係るものの額                                 |  |  |  |  |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額          |  |  |  |  |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                       |  |  |  |  |
| 繰延ヘッジ損益の額                                     |  |  |  |  |
| 適格引当金不足額                                      |  |  |  |  |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                        |  |  |  |  |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額            |  |  |  |  |
| 前払年金費用の額                                      |  |  |  |  |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額                 |  |  |  |  |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額                      |  |  |  |  |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額                              |  |  |  |  |
| 特定項目に係る 10%基準超過額                              |  |  |  |  |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 |  |  |  |  |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 |  |  |  |  |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額             |  |  |  |  |
| 特定項目に係る 15%基準超過額                              |  |  |  |  |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう                      |  |  |  |  |



|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| ち普通株式に該当するもの<br>に関連するものの額                                      |  |  |  |  |
| うち、無形固定資産（モー<br>ゲージ・サービシング・ラ<br>イツに係るものに限る。）に<br>関連するものの額      |  |  |  |  |
| うち、繰延税金資産（一時<br>差異に係るものに限る。）に<br>関連するものの額                      |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本不足額   |  |  |  |  |
| 普通株式等 Tier 1 資本に係る調<br>整項目の額 (p)                               |  |  |  |  |
| 普通株式等 Tier 1 資本  |  |  |  |  |
| 普通株式等 Tier 1 資本の額<br>(i)-(p) (h)                               |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本に係る基礎項目   |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本調達手段に係<br>る株主資本の額                                 |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本調達手段に係<br>る新株予約権の額                                |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本調達手段に係<br>る負債の額                                   |  |  |  |  |
| 特別目的会社等の発行するその<br>他 Tier 1 資本調達手段の額                            |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 1 資本調達手段の額<br>のうちその他 Tier 1 資本に係る<br>基礎項目の額に含まれる額     |  |  |  |  |
| 評価・換算差額等に係る経過措置<br>によりその他 Tier 1 資本に係る<br>基礎項目の額に算入されるもの<br>の額 |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本に係る基礎項<br>目の額 (s)                                 |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本に係る調整項目   |  |  |  |  |
| 自己保有その他 Tier 1 資本調達<br>手段の額                                    |  |  |  |  |
| 意図的に保有している他の金融<br>機関等のその他 Tier 1 資本調達<br>手段の額                  |  |  |  |  |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額                             |  |  |  |  |
| その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額                              |  |  |  |  |
| 調整項目に係る経過措置により<br>その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額        |  |  |  |  |
| Tier 2 資本不足額  |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)                                |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本   |  |  |  |  |
| その他 Tier 1 資本の額 ((ニ)－(ホ) (ハ))                             |  |  |  |  |
| Tier 1 資本   |  |  |  |  |
| Tier 1 資本の額 ((ハ)+(ハ)) (ト)                                 |  |  |  |  |
| Tier 2 資本に係る基礎項目  |  |  |  |  |
| Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額                                    |  |  |  |  |
| Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額                                   |  |  |  |  |
| Tier 2 資本調達手段に係る負債の額                                      |  |  |  |  |
| 特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額                              |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額           |  |  |  |  |
| 一般貸倒引当金 Tier 2 算入額及び適格引当金 Tier 2 算入額の合計額                  |  |  |  |  |
| うち、一般貸倒引当金 Tier 2 算入額                                     |  |  |  |  |
| うち、適格引当金 Tier 2 算入額                                       |  |  |  |  |
| 公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 |  |  |  |  |
| 評価・換算差額等に係る経過措置   |  |  |  |  |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額            |  |  |  |  |
| Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (f)                      |  |  |  |  |
| Tier 2 資本に係る調整項目                            |  |  |  |  |
| 自己保有 Tier 2 資本調達手段の額                        |  |  |  |  |
| 意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額          |  |  |  |  |
| 少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額                  |  |  |  |  |
| その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額                   |  |  |  |  |
| 調整項目に係る経過措置により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額 |  |  |  |  |
| Tier 2 資本に係る調整項目の額 (g)                      |  |  |  |  |
| Tier 2 資本                                   |  |  |  |  |
| Tier 2 資本の額 ((f)-(g)) (x)                   |  |  |  |  |
| 総自己資本                                       |  |  |  |  |
| 総自己資本合計 ((h)+(x)) (y)                       |  |  |  |  |
| リスク・アセット等                                   |  |  |  |  |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                            |  |  |  |  |
| 資産（オン・バランス）項目                               |  |  |  |  |
| 調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額          |  |  |  |  |
| オフ・バランス取引等項目                                |  |  |  |  |
| CVA リスク相当額を 8% で除して得た額                      |  |  |  |  |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額             |  |  |  |  |

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額   |   |  |   |  |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額  |   |  |   |  |
| 信用リスク・アセット調整額  |   |  |   |  |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額   |   |  |   |  |
| リスク・アセット等の額の合計額(7)   |   |  |   |  |
| 自己資本比率   |   |  |   |  |
| 普通株式等 Tier 1 比率 ((ハ)/(7))  | % |  | % |  |
| Tier 1 比率 ((ト)/(7))  | % |  | % |  |
| 総自己資本比率 ((ル)/(7))  | % |  | % |  |
| 調整項目に係る参考事項  |   |  |   |  |
| 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額  |   |  |   |  |
| その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額  |   |  |   |  |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額   |   |  |   |  |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額   |   |  |   |  |
| Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項  |   |  |   |  |
| 一般貸倒引当金の額  |   |  |   |  |
| 一般貸倒引当金に係る Tier 2 資本算入上限額  |   |  |   |  |
| 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) |   |  |   |  |
| 適格引当金に係る Tier 2 資本算  |   |  |   |  |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 入上限額   |  |  |  |  |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項  |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額  |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額<br>(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額  |  |  |  |  |
| 適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額<br>(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) |  |  |  |  |

(記載上の注意)

1. 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 3 号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 「その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
4. 「Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
6. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

|  |     |     |
|--|-----|-----|
|  | 当期末 | 前期末 |
|--|-----|-----|



|        |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| スウェーデン |  |  |  |  |  |  |  |
| スイス    |  |  |  |  |  |  |  |
| トルコ    |  |  |  |  |  |  |  |
| 英国     |  |  |  |  |  |  |  |
| 米国     |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計     |  |  |  |  |  |  |  |

(記載上の注意)

- 1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。
- 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
- 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率 (Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%) を記載すること。
- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。
- 5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。

第 2 第 期末（ 年 月 日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額 | 科 目       | 金 額 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| (資 産 の 部)   |     | (負 債 の 部) |     |
| 現 金 預 け 金   |     | 預 金       |     |
| 現 金         |     | 当 座 預 金   |     |
| 預 け 金       |     | 普 通 預 金   |     |
| コ ー ル ロ ー ン |     | 貯 蓄 預 金   |     |
| 買 現 先 勘 定   |     | 通 知 預 金   |     |

債券貸借取引支払保証金  
 買入手形  
 買入金銭債権  
 特定取引資産  
 商品有価証券  
 商品有価証券派生商品  
 特定取引有価証券  
 特定取引有価証券派生商品  
 特定金融派生商品  
 その他の特定取引資産  
 金銭の信託  
 有価証券  
 国債  
 地方債  
 短期社債  
 社債  
 株式  
 その他の証券  
 貸出金  
 割引手形  
 手形貸付  
 証書貸付  
 当座貸越  
 外国為替  
 外国他店預け  
 外国他店貸  
 買入外国為替  
 取立外国為替  
 その他の資産  
 未決済為替貸  
 前払費用  
 未収収益  
 先物取引差入証拠金  
 先物取引差金勘定  
 保管有価証券等  
 金融派生商品

定期預金  
 定期積金  
 その他の預金  
 譲渡性預金  
 債権発行高  
 債券募集金  
 コールマネー  
 売現先勘定  
 債券貸借取引受入担保金  
 売渡手形  
 コマーシャル・ペーパー  
 特定取引負債  
 売付商品債券  
 商品有価証券派生商品  
 特定取引売付債券  
 特定取引有価証券派生商品  
 特定金融派生商品  
 その他の特定取引負債  
 借用金  
 再割引手形  
 借入金  
 外国為替  
 外国他店預り  
 外国他店借  
 売渡外国為替  
 未払外国為替  
 短期社債  
 社債  
 新株予約権付社債  
 その他の負債  
 未払済為替借  
 未払法人税等  
 未払費用  
 前受収益  
 従業員預り金

△



金融商品等差入担保金  
 債券発行費  
 社債発行費  
 その他の資産  
 有形固定資産  
 建物  
 土地  
 リース資産  
 建設仮勘定  
 その他の有形固定資産  
 無形固定資産  
 ソフトウェア  
 のれん  
 リース資産  
 その他の無形固定資産  
 前払年金費用  
 繰延税金資産  
 支払承諾見返  
 支払承諾見返  
 代理貸付保証見返  
 貸倒引当金 △

給付補填備金  
 先物取引受入証拠金  
 先物取引差金勘定  
 借入商品債券  
 借入特定取引有価証券  
 借入有価証券  
 売付債券  
 金融派生商品  
 金融商品等受入担保金  
 リース債務  
 資産除去債務  
 その他の負債  
 賞与引当金  
 役員賞与引当金  
 退職給付引当金  
 役員退職慰労引当金  
 特別法上の引当金  
 金融商品取引責任準備金  
 繰延税金負債  
 支払承諾  
 支払承諾  
 代理貸付保証  
 負債の部合計  
 (純資産の部)  
 資本金  
 新株式申込証拠金  
 危機対応準備金  
 特別準備金  
 資本剰余金  
 資本準備金  
 その他資本剰余金  
 利益剰余金  
 利益準備金  
 その他利益剰余金  
 ○○積立金  
 繰越利益剰余金  
 自己株式 △  
 自己株式申込証拠金  
 株主資本合計

|        |  |   |  |
|--------|--|---|--|
|        |  | その他有価証券評価差額金<br>繰延ヘッジ損益<br>評価・換算差額等合計<br>新株予約権<br>純資産の部合計 |  |
| 資産の部合計 |  | 負債及び純資産の部合計   |  |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業的前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。

以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ リース取引の処理方法
- ⑦ ヘッジ会計の方法
- ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑩ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (8) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (9) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。
- (10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (12) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
- (14) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金（担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (16) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。
- (17) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (18) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
  - ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
  - ② 繰延税金負債
- (19) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(21) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① 1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。

また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

② 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(22) 株式会社商工組合中央金庫法又は会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(23) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項

(26) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項

(27) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項

(28) 資産の部の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(29) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

| この様式に掲げる科目              | 特定取引勘定を設けない場合       |
|-------------------------|---------------------|
| (資産の部)                  | (資産の部)              |
| (略)                     | (略)                 |
| 特 定 取 引 資 産             | 商 品 有 価 証 券         |
| 商 品 有 価 証 券             | 商 品 国 債             |
| 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品     | 商 品 地 方 債           |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 | 商 品 政 府 保 証 債       |
| 特 定 金 融 派 生 商 品         | そ の 他 の 商 品 有 価 証 券 |
| そ の 他 の 特 定 取 引 資 産     | ( 削 除 )             |

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (略)                     | (略)         |
| (負債の部)                  | (負債の部)      |
| (略)                     | (略)         |
| 特 定 取 引 負 債             | ( 削 除 )     |
| 売 付 商 品 債 券             |             |
| 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品     |             |
| 特 定 取 引 売 付 債 券         |             |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |             |
| 特 定 金 融 派 生 商 品         |             |
| そ の 他 の 特 定 負 債         |             |
| (略)                     | (略)         |
| そ の 他 負 債               | そ の 他 負 債   |
| (略)                     | (略)         |
| 借 入 特 定 取 引 有 価 証 券     | ( 削 除 )     |
| 借 入 有 価 証 券             | 借 入 有 価 証 券 |
| ( 新 設 )                 | 売 付 商 品 債 券 |
| (略)                     | (略)         |

- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 3 第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
年 月 日まで

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額 |
|-------------------|-----|
| 経 常 収 益           | ××× |
| 資 金 運 用 収 益       | ××× |
| 貸 出 金 利 息         | ××× |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | ××× |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息   | ××× |
| 買 現 先 利 息         | ××× |

|               |     |
|---------------|-----|
| 債券貸借取引受入利息    | ××× |
| 買入手形利息        | ××× |
| 預け金利息         | ××× |
| 金利スワップ受入利息    | ××× |
| その他の受入利息      | ××× |
| 役務取引等収益       | ××× |
| 受入為替手数料       | ××× |
| その他の業務収益      | ××× |
| 特定取引収益        | ××× |
| 商品有価証券収益      | ××× |
| 特定取引有価証券収益    | ××× |
| 特定金融派生商品収益    | ××× |
| その他の特定取引収益    | ××× |
| その他業務収益       | ××× |
| 外国為替売買益       | ××× |
| 国債等債権売却益      | ××× |
| 国債等債券償還益      | ××× |
| 金融派生商品収益      | ××× |
| その他の業務収益      | ××× |
| その他経常収益       | ××× |
| 貸倒引当金戻入益      | ××× |
| 償却債権取立益       | ××× |
| 株式等売却益        | ××× |
| 金銭の信託運用益      | ××× |
| その他の経常収益      | ××× |
| 経常費用          | ××× |
| 資金調達費用        | ××× |
| 預金利息          | ××× |
| 譲渡性預金利息       | ××× |
| 債券利息          | ××× |
| コールマネー利息      | ××× |
| 売現先利息         | ××× |
| 債券貸借取引支払利息    | ××× |
| 売渡手形利息        | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借入金利息         | ××× |
| 短期社債利息        | ××× |
| 社債利息          | ××× |
| 新株予約権付社債利息    | ××× |
| 金利スワップ支払利息    | ××× |

|                |     |     |
|----------------|-----|-----|
| その他の支払利息       | ××× |     |
| 役務取引等費用        | ××× |     |
| 支払為替手数料        | ××× |     |
| その他の役務費用       | ××× |     |
| 特定取引費用         | ××× |     |
| 商品有価証券費用       | ××× |     |
| 特定取引有価証券費用     | ××× |     |
| 特定金融派生商品費用     | ××× |     |
| その他の特定取引費用     | ××× |     |
| その他業務費用        | ××× |     |
| 外国為替売買損        | ××× |     |
| 国債等債券売却損       | ××× |     |
| 国債等債券償却損       | ××× |     |
| 国債等債券償却        | ××× |     |
| 債券発行費償却        | ××× |     |
| 社債発行費償却        | ××× |     |
| 金融派生商品費用       | ××× |     |
| その他の業務費用       | ××× |     |
| 営業経費           | ××× |     |
| その他経常費用        | ××× |     |
| 貸倒引当金繰入額       | ××× |     |
| 貸出金償却          | ××× |     |
| 株式等売却損         | ××× |     |
| 株式等償却          | ××× |     |
| 金銭の信託運用損       | ××× |     |
| その他の経常費用       | ××× |     |
| 経常利益           |     | ××× |
| (又は経常損失)       |     |     |
| 特別利益           |     | ××× |
| 固定資産処分益        | ××× |     |
| 負のれん発生益        | ××× |     |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | ××× |     |
| その他の特別利益       | ××× |     |
| 特別損失           |     | ××× |
| 固定資産処分損        | ××× |     |
| 減損損失           | ××× |     |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | ××× |     |
| その他の特別損失       | ××× |     |
| 税引前当期純利益       |     | ××× |
| (又は税引前当期純損失)   |     |     |

|                    |     |     |
|--------------------|-----|-----|
| 法人税、住民税及び事業税       | ××× |     |
| 法人税等調整額            | ××× |     |
| 法人税等合計             |     | ××× |
| 当期純利益<br>(又は当期純損失) |     | ××× |

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
  - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)
  - (2) 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。
- 10 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

|            |               |
|------------|---------------|
| この様式に掲げる科目 | 特定取引勘定を設けない場合 |
|------------|---------------|





|   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 当期<br>変動額   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 新株<br>の<br>発行   | ×× |    |    | ×× |    | ×× |    |    |    |    |    | ×× |    |    |    |    | ×× |
| 剰余<br>金<br>の<br>配<br>当  |    |    |    |    |    |    | ×× |    | △× | △× |    | △× |    |    |    |    | △× |
| 中間<br>純<br>利益   |    |    |    |    |    |    |    |    | ×× | ×× |    | ×× |    |    |    |    | ×× |
| 自己<br>株<br>式<br>の<br>処<br>分   |    |    |    |    | ×× |    |    |    |    |    |    | ×× | ×× |    |    |    | ×× |
| ⋮   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ×× |
| 株主<br>資<br>本<br>以<br>外<br>の<br>項<br>目<br>の<br>当<br>期<br>変<br>動<br>額<br>(純<br>額) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期<br>変動額<br>合計   | ×× | ×× | ×× | ×× | -  | ×× | ×× | -  | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期<br>末<br>残<br>高   | ×× | ×× | ×× | ×× | △× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | △× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動時由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区別して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第5 第 期 ( 年 月 日から ) キャッシュ・フロー計算書  
 年 月 日まで

[直接法により表示する場合]

(単位:百万円)

| 科 目                  | 金 額 |
|----------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 貸付金回収による収入           |     |
| 預金払出による支出            |     |
| 貸付金利息収入              |     |
| 預金利息支出               |     |
| 債券利息支出               |     |
| 営業経費支出               |     |
| .....                |     |
| 法人税等の支払額             |     |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 有価証券の取得による支出         |     |
| 有価証券の売却による収入         |     |
| 有形固定資産の取得による支出       |     |
| 有形固定資産の売却による収入       |     |
| .....                |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 株式の発行による収入           |     |
| 自己株式の取得による支出         |     |
| 配当金の支払額              |     |
| .....                |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |     |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額     |     |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) |     |
| 現金及び現金同等物の期首残高       |     |
| 現金及び現金同等物の期末残高       |     |

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所を記載すること。

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額 |
|-----------------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー            |     |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失<br>（△）） |     |
| 減価償却費                       |     |
| 減損損失                        |     |
| 貸倒引当金の増減（△）                 |     |
| 資金運用収益                      |     |
| 資金調達費用                      |     |
| 有価証券関係損益（△）                 |     |
| 貸出金の純増（△）減                  |     |
| 預金の純増減（△）                   |     |
| 資金運用による収入                   |     |
| 資金調達による支出                   |     |
| .....                       |     |
| 小 計                         |     |
| 法人税等の支払額                    |     |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー            |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            |     |
| 有価証券の取得による支出                |     |
| 有価証券の売却による収入                |     |
| 有形固定資産の取得による支出              |     |
| 有形固定資産の売却による収入              |     |
| .....                       |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            |     |
| 株式の発行による収入                  |     |
| 自己株式の取得による支出                |     |
| 配当金の支払額                     |     |
| .....                       |     |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    |  |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額    |  |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） |  |
| 現金及び現金同等物の期首残高      |  |
| 現金及び現金同等物の期末残高      |  |

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
  - 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
  - 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 第 6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第 7 完全民営化の実現に向けた財産基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況